

エルダー・メンター制度実施施設認証制度 実施要綱 新旧対照表

エルダー・メンター制度実施施設認証制度実施要綱（令和6年6月12日付第202400070874号鳥取県子ども家庭部長通知）の一部を次のとおり改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

別表（第3条関係）

項目	認証基準
略	略
その他	1 若手保育士等が新人職員向けの研修（外部講師に限る。）を受けていること。 2 施設長が就労環境の整備や人材育成に関する研修等（外部講師に限る。）を受けていること。

様式第2号（第4条関係）

エルダー・メンター制度 実施計画書		
略		略
認証基準	1～6 略	略
	7 施設長が就労環境の整備や人材育成に関する研修等を受けていること。	略
略		略

改正前

別表（第3条関係）

項目	認証基準
略	略
その他	1 若手保育士等が新人職員向けの研修（外部講師に限る。）を受けていること。 2 施設長が働き方改革に関する研修等（外部講師に限る。）を受けていること。

様式第2号（第4条関係）

エルダー・メンター制度 実施計画書		
略		略
認証基準	1～6 略	略
	7 施設長が働き方改革に関する研修等を受けていること。	略
略		略

附則
この要綱は、令和8年7月22日から施行する。